

# 宇土マリーナ利用案内（短期艇置）

## 1. 施設利用許可と施設利用料

1. 宇土マリーナ施設の利用を希望される方は、「施設利用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して指定管理者に提出して下さい。
2. 施設利用許可申請書の申請内容に問題がなければ、指定管理者は施設使用上の許可条件を提示して「施設利用許可書」を発行します。

施設利用許可には、利用期間が1月未満の一般利用許可と、1月以上1年未満の専用利用許可があります。専用利用許可の発行に当たっては、利用者の審査をさせていただくことがあります。

3. 施設利用期間が連続1カ月以上で5カ月以内の艇置を「短期艇置」として扱います。短期艇置の場合の施設利用許可の有効期間は、施設利用許可書に記載された日までとします。
4. 施設利用許可と施設利用料の請求は同時に行われます。施設利用許可を受けたあと、施設利用料を支払って下さい。

一般利用許可を受けた方は、施設利用許可を受けたときに、現金で支払って下さい。専用利用許可を受けた方は、管理者が別に発行する請求書により、現金でのお支払い、又は指定金融口座に振込んで下さい。

## 2. 利用時間及び休業日

1. 利用時間は、午前9時から午後5時までですが、4月から9月までの間は利用時間が延長されます。月別また平日・休日別の営業時間の詳細は、宇土マリーナ営業日カレンダーで確認してください。
2. 毎週火曜日が定休日です。（火曜日が祝日の時は、その後にくる最初の平日が定休日になります。）また12月29日から1月3日までは年末年始休日です。また冬季に5日間マリーナ施設点検のため閉館します。冬季の施設点検閉館日は宇土マリーナ営業日カレンダーで確認してください。

## 3. 施設使用許可条件等

1. 施設のご利用に当たっては、以下の「宇土マリーナ利用方法」と「宇土マリーナ利用許可条件」を確認してください。

# 宇土マリーナ利用方法

## 1. 利用許可の対象者・艇

1. 艇の使用は、利用許可書記載の申請人（以下「使用者という」または予め登録した使用登録者が同伴する場合に限ります。使用者は別に定める書類で使用登録者を登録して下さい。
2. 使用者または使用登録者が、艇を操船することができる船舶免許を所有していることが必要です。

3. 艇は、使用者が自ら使用する海洋レジャー・スポーツ用の艇で、船舶安全法にかかわる船舶検査、及び小型船舶の登録が終了していることが必要です。
4. 次のような艇は原則として利用許可の対象外です
  - ① 漁業従事用の艇（漁船登録艇）
    - (ア)和船、ゴムボート等でエンジンを搭載していない艇
    - (イ)空中排気型スピードボート
5. 原則として陸上艇置は 35 フィート以下とします。また海上係留艇の整備のための上架は、クレーン棧橋の能力から 50 フィートまでになります。
6. 艇の整備依頼を受けた時、または緊急時の必要から、艇のエンジン及びキャビンキー 1 組をお預かりいたします。
7. 陸上艇置用の船台を持ち込まれる場合、搬入船台の使用の可否は管理者が判断いたします。使用可能な場合、マリーナへの搬入費用と、マリーナ仕様に合わせる為の改造または補修の費用は使用者の負担となります。
8. 海上係留の場合、整備の為の船台の持ち込みは可能ですが、長期に渡りヤードを占有することになる場合は、別途定める整備船台置料を申し受けます。原則、整備時以外のマリーナ内保管はできません。
9. 艇置場所利用許可申請時および艇置場所利用許可時に必要な書類等は、短期艇置料金表の通りです。

\* 短期艇置料金表 : 通常艇置料金の 20~30%増しで作成する

## 2. 艇置施設利用

1. ハーバー内での艇外への一切の物品、塵芥、ビルジの投棄・排出を禁止します。ただし事故防止の為のオートビルジは可とします。
2. ハーバー内での艇外への一切のトイレ水の排出を禁止します。陸上トイレを使用して下さい。
3. 航海中に発生したゴミはお持ち帰りになるか、確実に分別してゴミ置き場に置いて下さい。マリーナ内に放置したり、投棄することは禁止します。
4. 駐車場以外の場所に駐車することはできません。また特別の理由でポートヤード等へ車の乗り入れが必要な時には、指定管理者の許可を受けて下さい。
5. 夜間ハーバー内での長時間の主機又は発電機の運転を禁止します。
6. 夜間船中泊もしくは深夜まで艇内におられる場合は、事前にフロントまでその旨ご連絡下さい。
7. ハーバー内では大声を発したり、ラジオ、ステレオ等のボリュームを大きくしたりして、艇外に迷惑な音を出さないようにして下さい。
8. ポンツーン上に、艇への踏み台等以外の物品を置くことを禁止します。
9. 陸上艇の船台上および船台周辺に、艇への踏み台等以外の物品を置くことを禁止します。
10. 陸上海上を問わず、艇の備品艀装品の管理は使用者の責任で行って下さい。特にボートカバー、フェンダー等の風に飛ばされやすい装備品には注意して下さい。
11. 海上係留艇の係船索とフェンダーは常に良好な状態に保って下さい。特に長期に渡って乗船を予定されないときには、万全な係留をしておいて下さい。
12. ヨットの場合、セールの固縛を嚴重にして下さい。
13. マリーナハウスのウエットゾーン（シャワー室のある区域）以外では、水着での入館はご遠慮下さい。
14. 合宿所、艇庫またはシャワー室等に、着替えや履物を放置しないでください。長時間放置された物は、指定管理者で断りなく処分します。
15. マリーナへのペット同伴時は、必ず飼い主が抱いて、もしくは紐で繋いで入場して下さい。ペッ

トが自由に走り回る状態での入場は固くお断りいたします。

16. オーナーズルームにはお茶（コーヒー、紅茶、緑茶等）の用意がしてあります。セルフサービスでご利用下さい。

営業時間外のオーナーズルームのご利用は、セキュリティーゲートを解除されご利用下さい。パスナンバー入力による解除で24時間ご利用になれます。※防犯上パスナンバーは変更する場合があります。

17. マリーナの休業日または営業時間外のマリーナの諸サービス（揚降、給油、修理、救難）はできません。揚降・給油・修理は他の営業日へ振り替えての対応が可能ですが、救難についてはそれができないことにご注意下さい。
18. マリーナの休業日及び営業時間外のポートヤードへの出入の際は、その都度ゲートの施錠をして下さい。

### 3. 出入港・航行

1. 出港に先立って必ず気象情報を確認して下さい。最終の出港可否判断は、船長の責任で行って下さい。
2. 出港に先立って必ず出港届けを提出して下さい。また帰港後は必ず帰港届けを提出して下さい。（出港届けと帰港届けは同一紙になっています）
3. 港内では他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行して下さい。（厳守：港内徐行）
4. ディンギー、ゴムボート等に十分気をつけて下さい。それらのそばを通過する時は引き波が立たない程度まで減速して下さい。
5. ハーバー内での遊走、遊泳、潜水は禁止します。
6. ハーバー内でのクルーザーヨットの帆走は、緊急時以外は禁止します。
7. 天候の急変その他の理由により、帰港時間が予定時間よりも1時間以上遅れる場合には、必ずその旨ご連絡下さい。
8. 出港に当たっては必ず、艇と陸上間の通信連絡手段を搭載していただきます。携帯電話等を必ずご持参下さい。

### 4. 揚降・給油

1. 利用者で下架の準備（ボートカバーの取り外し、ビルジの確認、ドレンプラグ締め）を完了し、出帰港届を提出されたら、スタッフは出帰港届けの順番に下架作業に取り掛かります。下架の際には必ず利用者が立ち会って下さい。利用者の姿が見えない時には下架いたしません。
2. 予約下架をされる場合、夏季においては早めにご連絡下さい。その場合、マリーナで行う作業は、ボートカバーの取り外し、ドレンプラグ締め、下架、クレーン棧橋への係留だけではありますが、有料となります。それ以外の作業で、キャビンまたはエンジンのスペアキーを準備しなければできない作業は、原則としてお断りしますが、止むを得ない場合は別表―5の料金でお受け致します。
3. クレーン棧橋に長時間係留（半日以上）される場合には、ハーバーフロントにお申し出下さい。
4. 上架は、準備が完了してからクレーン棧橋に直接進入して下さい。ただし他の艇が上架作業中の場合は、フリーバースに着棧して順番を待って下さい。
5. 上架後の必要な作業をマリーナに依頼される場合は、別表―5の料金が必要です。
6. 風速7m以上になりますと上下架作業が困難になり、風速10mでは危険となります。風速と艇次第では作業ができなくなることをご了承下さい。

7. 給油の際は、油種の間違い、給油口の間違い等の事故を起こさないよう、確実にマリーナスタッフに油種、給油口を指示して下さい。
8. 給油の際、免税証は給油後にお渡し下さい。(免税証はマリーナでは預かる事はできません。)
9. 揚降・給油作業は、船が混み合っただけ作業が遅れる場合を除き、マリーナ営業終了時間の30分前を受付終了とします。
10. 燃料の持込みは安全上の理由でお断りいたします。マリーナ給油所をご利用下さい。

## 5. その他

1. 指定管理者は、艇置料その他の料金を改定することがあります。その場合、管理者は利用者に、改定内容を改定の1カ月前までに通知します。なお、燃料その他の商品の販売価格は、事前の通知なく変更をする場合があります。
2. 艇置料その他の前払い料金の支払期限を、1カ月以上経過してもお支払いがないとき、又は通常の売掛金の支払い期限を、3カ月以上経過してもお支払いがないときには、以後入金を確認されるまで、あらゆるマリーナ内のサービスをお断りいたします。

# 宇土マリーナ利用許可条件

宇土マリーナ指定管理者（以下「甲」という。）は、宇土マリーナ（以下「マリーナ」という。）の利用許可を受けた者（以下「乙」という。）が、宇土マリーナ条例（以下「条例」という。）及び宇土マリーナ条例施行規則を遵守するとともに、下記の規定に同意することを条件として、マリーナ艇置場所の使用を許可する。

## 1. 艇置

甲は、乙が、利用許可書記載のヨット・モーターボート等（以下「艇」という。）を甲の指定する場所に艇置し、付属施設を利用することを了承する。なお甲は必要に応じて、艇の置き場所を変更することができる。

## 3. 艇置料

- 1) 乙は甲の指定した期日までに、利用許可書表記記載の艇置料を支払う。
- 2) 乙が短期艇置を途中で解除したとしても、甲は乙に、支払い済みの艇置料その他の前払い料金の返還はしない。
- 3) 利用期間が更新された場合の艇置料及びその他の料金は、更新された期間につき甲が新たに定める料金によるものとする。

## 4. 利用料の支払

乙は、利用許可を受ける際に利用許可書記載の料金及びその他の前払い料金を、一括して支払うものとする。なお利用許可期間を更新する場合も同様とする。

## 5. 艇の搬入

乙は、乙の責任と負担において艇をマリーナに搬入しなければならない。

## 6. 艇の変更

乙が利用許可期間内に艇の変更を希望するときには、甲の許可を得るものとする。この場合乙は、艇置料金及びその他の料金について変更を生じたときは、その過不足分について精算するものとする。

## 7. 使用登録者

- 1) 乙は乙の他に艇を使用できる者の登録を申請することができ、甲は所定の審査の上適格者とした者を使用登録者として登録する。なお使用登録者の人数は甲が定める。
- 2) 乙は、使用登録者の行為及びその行為の結果について、一切の責任を負うものとする。

## 8. 権利処分の禁止

乙は、本利用許可から生じる一切の権利を、第三者に譲渡もしくは転貸し又は担保の用に供してはならない。

## 9. 通知義務

乙は、乙の住所、氏名又は商号を変更したとき、及び艇の船舶検査証書又は船舶検査手帳の記載内容が変更されたときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

## 10. 艇の保管責任

- 1) 艇及び艇の備品類についての保守並びに管理は、乙の責任と負担において行うものとする。
- 2) この利用許可は、いかなる場合にも乙が甲へ艇の保守、管理を委託し甲が受託したものと解されるものではない。
- 3) 甲は乙に対し、甲の故意又は明らかな過失によって生じた艇及び艀装品の損害についてのみ、乙に対して損害賠償の責任を負うものとし、その他の損害については、一切その責任を負わない。

## 11. 作業責任

揚降、給油、整備等の作業において、甲の明らかな過失により乙に損害を与えた場合、甲の責任とする。

## 12. 艇の運航責任

- 1) 乙は、乙の責任において艇を運航するものとし、乙が乗船しているかいないかに係わらず、艇の運行により生じた一切の事態に対し、乙の責任と負担において解決しなければならない。
- 2) 乙は艇の出入港及び航行に伴う一切の事故、及び第三者からの異議申立、損害賠償等について、乙の責任と負担で解決し、甲に何らの負担をかけないものとする。
- 3) 乙は、艇の航行等により、漁民その他の第三者との間に紛争が発生したときや、海上事故等が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを処理解決するものとし、甲は何ら責任を負わない。
- 4) 前項の場合において、甲が乙の紛争及び海上事故の処理解決に係わったとき、それに要した費用は乙の負担とする。

### 13. 損害賠償

乙は故意又は過失によりマリーナの施設又は備品に損害を与えたときには、甲にその損害を賠償しなければならない。

### 14. 免責

甲は、次の各号により生じた艇の滅失、毀損等の損害、又は乙もしくは第三者の生命、身体、財産等の損害については何ら責任を負わない。

- ① 台風、突風、地震、津波、高潮、不可抗力、その他これに類する事由により生じた損害
- ② 乙の保守整備の不備等、乙の責任に帰すべき事由により生じた損害
- ③ 第三者の行為により生じた損害

### 15. 使用許可の取消

1) 甲は、以下の各号の一つにでも該当する事由が生じたときには、乙に相当な期間を定めて催告し、その期間内に是正がないときは、利用許可を取り消すことができる。

- ① 乙が、利用許可申請書等に虚偽の事項を記載して申請したとき
- ② 乙又はその同伴者が、マリーナ内において粗野又は乱暴な言動をして甲や他の利用者、又は見学者等に迷惑をかけ、不安感、不快感を与えたとき
- ③ 乙が艇置料金又はその他の前払い料金を、支払い期限を1月経過しても支払わないとき
- ④ 乙又はその同伴者が、マリーナ利用に係わる債務を、支払い期限を3月経過しても支払わないとき
- ⑤ 乙又はその同伴者が、甲の同意を得ずに、マリーナ内において艇及び物品の販売、艇の貸借その他の営業行為を行ったとき
- ⑥ 乙が、本利用許可条件に違反したとき

2) 甲は、次の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、乙に何らの催告、その他の手続きをすることなく、直ちに利用許可を取り消すことができる。

- ① マリーナの秩序又は善良な風俗を著しく乱す恐れがあるとき
- ② 乙又はその同伴者が、マリーナ内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為又は法令違反行為を行い、もしくは行おうとしたとき
- ④ 乙が、11.「権利処分の禁止」の規定に違反したとき

### 16. 利用許可の終了

1) 本許可が期間満了、許可の取消その他の事由により終了したときには、乙は乙の責任と負担において、利用許可終了日までに艇をマリーナから搬出しなければならない。

2) 乙が、前項の期間内に艇をマリーナから搬出しないときは、艇の搬出期限の翌日から実際に艇を搬出するまでの間、ビジター料金表に定める艇置料金を甲に支払わなければならない。

3) 本許可が期間満了、許可の取消その他の事由により終了したとき、乙が甲に対し債務があるときは、直ちにその債務を支払わなければならない。

4) 前項において、甲の催告にもかかわらず、乙がそれらの債務を支払わないときには、甲は乙の債務の支払いが完了するまでの間、甲は乙の艇を留置することができるものとする。

### 17. 個人情報の取扱い

1) 本項において「個人情報」とは、乙個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、

住所、電話番号、ボート等の利用情報、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。

- 2) 乙は、甲による個人情報の収集、保有、利用に関して、下記事項に同意したものとする。
  - ① 甲が宇土マリーナの管理に関する指定管理業務の為に、所定の施設利用許可申請書に記載された個人情報を収集しかつ利用すること。
  - ② 甲が施設利用許可申請書の許可審査にあたり、収集した個人情報が事実であることを確認するため乙の連絡先等へ在籍確認等を行うこと。
  - ③ 施設利用許可後のボート利用等に関する情報が事実であることを確認すること。
- 3) 乙は、甲が個人情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。
  - ① 宇土マリーナ指定管理業務のための連絡
  - ② 宇土マリーナのサービス、キャンペーン、イベント等の案内及び特典等の提供
  - ③ 宇土マリーナのサービス、キャンペーン、イベント等に関する感想、意見、統計資料等の収集
  - ④ 施設利用許可に係る審査、利用制限、除名等の調査
- 4) 乙は、甲に対し、2)、3)の目的での個人情報の利用の中止を請求することができるものとする。
- 5) 乙は、甲が裁判所、検察庁、警察署、税務署等の国または地方公共団体の機関から、法令により個人情報の開示を請求された場合において、法令による開示義務のあるときまたはやむを得ないときは、その機関に個人情報を開示することに同意するものとする。
- 6) 乙は、甲に対し甲の定める手続きにより、乙に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、かつ、その開示により個人情報の誤りが明らかになったときは、その個人情報の訂正、削除を請求することができるものとする。

## 18. 協議事項

本利用許可条件に定めのない事項、及びその他の疑義が生じた場合は、甲乙双方は誠意をもって協議し解決するものとする。